

○熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則〔建築審査室〕

平成 29 年 3 月 30 日

規則第 20 号

改正 令和 2 年 3 月 30 日規則第 40 号

令和 4 年 4 月 1 日規則第 34 号

令和 6 年 1 月 22 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令 6 規則 3・一部改正)

(性能確保計画に関する書類として計画書に添えるべき図書)

第 1 条の 2 省令第 1 条第 1 項（省令第 7 条の規定により準用する場合を含む。）に規定する法第 12 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）に関する書類として計画書に添える市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第 35 条第 1 項の規定による認定（法第 36 条第 1 項の規定による計画の変更の認定を含む。以下「計画認定」という。）を受けた法第 34 条第 3 項に規定する他の建築物について法第 12 条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合 当該計画認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（省令別記様式第 34。以下「性能向上計画認定通知書」という。）の写し及び当該計画認定の申請に係る添付図書の写し
- (2) 法第 12 条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）附則第 3 条又は基準省令附則第 4 条の規定の適用を受ける場合 当該建築物が平成 28 年 4 月 1 日に現に存することを証する図書又はその写し

(令 2 規則 40・追加・一部改正)

(性能確保計画の軽微な変更の証明に関する書類)

第2条 省令第11条に規定する性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請(以下この条において「申請」という。)をする者は、性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書の正本及び副本を提出しなければならない。

2 前項の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

(1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更の場合 変更内容説明書A

(2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更の場合 変更内容説明書B

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 省令第2条第1項に規定する添付図書

3 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当していると認めたときは、当該申請者に性能確保計画軽微変更該当証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書の交付は、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

4 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めたときは、軽微な変更該当しない旨の通知書に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当するかどうか決定できないときは、その旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

(令2規則40・一部改正)

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請の取下げ)

第3条 建築主又は国等の機関の長は、前条第1項の申請を取り下げようとするときは、取下届を市長に提出しなければならない。

(届出等に添えるべき図書等)

第4条 省令第12条第1項(省令第14条第1項並びに省令附則第2条第1項及び第4項の規定により準用する場合を含む。)及び省令第13条の2第3項(省令附則第2条第3項の規定により準用する場合を含む。)に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 基準省令附則第3条又は基準省令附則第4条の規定の適用を受ける建築物に係る計画の届出の場合 当該建築物が平成28年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し
- (2) 法附則第3条第2項の規定による特定増改築に係る計画の届出又は同条第8項の規定による同計画の通知の場合 当該届出又は通知に係る建築物が平成29年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し
- (3) 建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査を受け省令第13条の2第1項に規定する評価の全部又は一部の結果が記載された書面を提出する場合 当該評価の結果が確認できる次に掲げる書類の写し
 - ア 建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書
 - イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項の設計住宅性能評価書
 - ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書

2 省令第12条第4項（省令第13条の2第3項及び第6項において適用する場合を含む。）に規定する市長が不要と認める図書は、前項第3号に掲げる評価の全部又は一部の結果が記載された図書を添付する場合にあつては、当該図書に記載された当該評価の結果に係る各種計算書とする。

（令2規則40・全改）

（届出等に係る計画の取りやめ）

第5条 建築主又は国等の機関の長は、法第19条第1項若しくは法附則第3条第2項の規定により届け出、又は法第20条第2項若しくは法附則第3条第8項の規定により通知した計画に係る行為を取りやめようとするときは、取止届を市長に提出するものとする。

（令2規則40・一部改正）

（指示、命令及び協議）

第6条 市長は、特定建築物に係る次の各号に掲げる指示、命令又は協議をするときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示してこれを行うものとする。

- (1) 法第16条第1項、法第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定による指示 省エネ措置の届出に係る指示書

(2) 法第16条第2項、法第19条第3項又は法附則第3条第4項の規定による命令
省エネ措置の届出に係る命令書

(3) 法第16条第3項、法第20条第3項又は法附則第3条第9項の規定による協議
省エネ措置の届出に係る協議書

(令2規則40・一部改正)

(指示に係る措置の報告)

第7条 法第16条第1項、法第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定による指示を受けた者は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するための措置を検討し、実施しようとする措置の内容等に係る報告書を市長に提出しなければならない。

(令2規則40・一部改正)

(光ディスクによる手続)

第8条 市長に対し、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請をする場合及び第6条に規定する届出又は通知をする場合における添付図書（建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては、正本の添付図書に限る。）のうち、各種計算書については、当該計算書に記載すべき事項を記録した光ディスクの提出によることができるものとする。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請において副本に添付する各種計算書については、この限りでない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に添えるべき図書)

第9条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 委任状（代理者によって認定の申請を行う場合に限る。）

(2) 法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は品確法第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書面をいう。以下同じ。）の写し及び当該適合証を交付された際の添付図書（当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の押印があるものに限る。）の写し

(3) 品確法第5条第1項の登録住宅性能評価機関の評価を受けた場合にあつては、品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書の写し及び当該設計住宅性能評価書を

交付された際の添付図書（当該登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。）
の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（令2規則40・一部改正）

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に添えるべき図書）

第10条 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 適合証の写し及び当該適合証を交付された際の添付図書（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の押印があるものに限る。）の写し

(2) 性能向上計画認定通知書（法第36条第1項の規定による計画変更の認定を受けた場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書（省令別記様式第36））の写し

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する認定に係る低炭素建築物新築等計画認定通知書（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）様式第6）（同法第55条第1項の規定による計画変更の認定を受けた場合にあっては、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（同令様式第8））の写し

(4) 品確法第6条第3項の建設住宅性能評価書の写し

(5) 省令第4条第1項第1号又は省令第5条第1項第1号に規定する適合判定通知書の写し

(6) 基準省令附則第3条又は基準省令附則第4条の規定の適用を受ける建築物の場合にあっては、当該建築物が平成28年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の軽微な変更をした場合にあっては、当該変更内容が確認できる図書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる図書は、添付を要しないこととする。

(1) 前項第2号、第3号又は第5号（省令第4条第1項第1号に規定する適合判定通知書に限る。）に掲げる図書を提出する場合にあっては、省令第23条第1項の表に掲げる図書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

(令2規則40・令4規則34・一部改正)

(建築確認申請書等の提出)

第11条 計画認定の申請と併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第

1項の規定による確認の申請をする場合は、当該確認に係る申請書の正本及び副本並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の規定によりこれらに添付すべき図書及び書類（同法第6条の3第1項又は同法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、これらに加え、同法第6条の3第7項若しくは同法第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写し）を提出しなければならない。

(令2規則40・一部改正)

(認定の審査)

第12条 市長は、計画認定の申請及び法第41条第1項に規定する認定（以下「表示認定」という。）の申請の内容につき、疑義がある場合は必要に応じて申請者等（適合証が添付されている場合は、当該適合証を交付した登録建築物エネルギー消費性能判定機関等を含む。以下この項において同じ。）に説明を求め、誤りがある場合は申請者等に訂正を求めるものとする。

2 市長は、計画認定及び表示認定の申請内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に対し、認定しない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(令2規則40・一部改正)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更の証明に関する書類)

第13条 法第36条第1項の認定建築主（以下「認定建築主」という。）が、省令第29条に規定する性能向上計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請（以下この条において「申請」という。）をするときは、性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第23条第1項に規定する図書及び第2条第2項第3号に定める図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当していると認めたときは、当該申請者に性能向上計画軽微変更該当証明書を交付するものとする。この場合において、

当該証明書の交付は、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

3 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めたときは、軽微な変更該当しない旨の通知書に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、申請に係る変更が軽微な変更該当するかどうか決定できないときは、その旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

(令2規則40・一部改正)

(地位の承継)

第14条 認定建築主の変更をしようとするときは、認定建築主の変更届2通に、それぞれ計画認定に基づく地位を承継することを証する書面の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 基準適合認定建築物の所有者を変更しようとするときは、建築物の所有者変更届2通に、それぞれ表示認定に基づく地位を承継することを証する書面の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(認定申請等の取下げ)

第15条 計画認定又は表示認定の申請者は、法第34条第1項、法第36条第1項若しくは省令第29条又は法第41条第1項の規定に基づく申請を取り下げる場合は、取下届を市長に提出しなければならない。

(令2規則40・一部改正)

(取りやめ申出書)

第16条 認定建築主は、性能向上計画に基づく建築物の工事を取りやめようとするときは、性能向上計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書を市長に提出しなければならない。

2 表示認定を受けた者は、基準適合認定建築物が滅失したとき又は建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったときは、基準適合認定建築物滅失・基準不適合届出書を市長に提出しなければならない。

(建築工事完了報告書)

第17条 認定建築主は、性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したときは、その旨の報告書の正本及び副本に工事監理報告書その他の市長が必要と認める図書を添

えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(認定建築主に対する報告の徴収)

第18条 認定建築主は、法第37条の規定による報告(前条の規定による報告を除く。)

を求められたときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告書に必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 表示認定を受けた者は、法第43条第1項の規定による報告を求められたときは、基準適合認定建築物に関する報告書に必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(令2規則40・一部改正)

(認定建築主に対する改善命令)

第19条 法第38条の規定による改善命令は、改善命令書を認定建築主に交付することにより行うものとする。

(令2規則40・一部改正)

(認定の取消し)

第20条 法第39条の規定による計画認定の取消し又は法第42条の規定による表示認定の取消しは、認定取消通知書を交付することにより行うものとする。

(令2規則40・一部改正)

(書類の様式等)

第21条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち、市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和４年４月１日規則第３４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年１月２２日規則第３号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。